

西東京市立田無第四中学校 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1 田無四中『学校いじめ防止基本方針』策定の目的

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしかねないものであり、絶対許されない行為であるとの認識の下、学校の総力によりいじめ防止を図り、ゆえに子どもたちにとって安全で安心な学校づくりに資するため、本校『学校いじめ防止基本方針』を策定する。

2 いじめ問題に対する田無四中の基本的な考え方

本校は、上記目的達成のため、下記の基本的な考え方に立ち、教職員と保護者との共通理解を形成しながら、いじめ問題を解決する取り組みを行う。

(1) 思春期前後の発達段階においては、「いじめ」の出現は、特別なことではなく、どの生徒、どの学校でも起こり得るものと捉える。

(2) いじめの疑いのある事案に気づいた教職員は、一人で抱え込むことなく、学校全体で問題の解決に取り組む。

(3) 生徒たちや保護者にとって、どんな小さな不安や悩みでも、安心して学校に相談できる環境を築く。

(4) いじめの行為の意図、悪質さ、継続性、原因、その行為を受けた子供の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて学校としてその解決に向けた対応を行う。

(5) いじめ問題解決のため、保護者の理解と協力を得つつ、生徒同士の良好な人間関係づくりに向けた指導を行い、生徒が安心して学校に通えるようにすることを目指す。

(6) 子ども自身自身が、いじめについて主体的に考え行動できる学校づくりを目指す。

3 いじめとは

いじめとは、ある生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。起こった場所は学校の内外は問わない。

上記の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを判断する際は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。また、全ての教員はいじめはいつ・どこで・どの生徒にも起こりうるという認識を共有し、その未然防止・早期発見・早期対応を行う。

学校いじめ対策委員会を設置し、いじめに向かわせない取り組みを各教科や特別活動等の全ての教育活動を通して実践する。

4 学校いじめ対策委員会

(1) 学校いじめ対策委員会のメンバー

校長、副校長、各分掌（教務、生活、進路、経営）主任、学年主任、

なお、事案に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、関係諸機関を招集する。

(2) いじめ事案対応における学校いじめ対策委員会の役割

- ①いじめの認知、対応の決定、解消の判断
- ②教育委員会への定期的な報告
- ③対応の経過の記録と共有を図る。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他いじめ問題に関する生徒理解を行う。

(3) いじめ防止における学校いじめ防止対策委員会の役割

- ①定例会議は月に1回程度とする。いじめ事案が発生時は緊急会議を開催し、速やかに全教職員に周知徹底する。
- ②教職員研修会を企画し、必要な知識や技能を計画的、継続的に習得し、いじめ問題の対応方法を身につけられるようにする。
- ③本校の実態にあったいじめ防止プログラムの策定に取り組む。

5 いじめ防止のための学校の取り組み

(1) いじめ未然防止のための取り組み

『いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる』ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象にした、いじめ未然防止の観点が必要であり、全ての生徒の心が通じ合う対人関係が作れる社会性のある人間をはぐくみ、いじめを生まない土壌を作るために学校・家庭・地域等が一体となった継続的な取り組みが必要である。そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が『いじめは決して許されない行為』であることを理解して、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

- ①道徳の授業を通して、相互理解や生命の尊さを学び『いじめは他人ごとではない』という意識を高める。
- ②人権をテーマに生徒同士で差別や偏見の問題点や考え方について意見交換し、人権についての関心や理解を高める。
- ③体験活動を通して、他者との関わりの中で自らの心の成長を図る。
- ④特別な支援が必要な生徒について配慮する。
- ⑤西東京市あったか先生の取り組みから、大人も生徒も話しやすい環境づくりに努める。

(2) いじめ早期発見の取り組み

①生徒からの相談を受ける体制

授業前後の休み時間や昼休みは、廊下や教室で生徒の様子を注意深く観察する。

その際、話しかけやすい雰囲気観察する。

学級担任との定期的な日記のやり取りや記事の内容の変化を注意深く確認する。

その際、変化に気がついたときは声をかけて、コミュニケーションを図る。

②定期的なアンケートの実施

いじめやいじめの疑いがある状況を把握するための重要な参考資料の一つとするため、すべての生徒を対象に年間4回のふれあいアンケートを実施する。このアンケートは記載事項の有無にかかわらず、実施年度末から5年間保存する。

③生徒一人ひとりとのふれあい面談の実施

上記のアンケートを参考に、すべての生徒を対象に年間4回、一人10分程度のふれあい面談を実施する。

④保護者からの相談を受ける体制

いつでも相談に応じられる体制を整えており、担任だけでなく、管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、ふれあいルーム支援員等、校内で相談できる窓口があります。

(3) いじめ解決に向けた早期対応の取り組み

①事実関係の調査

いじめ事案が発生した場合、情報共有する手順及び内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）に係る情報を適切に記録し、情報共有します。適切な調査に基づき、説明においては被害生徒、加害生徒を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。

②いじめを受けた生徒に対する対応

いじめを受けた生徒の心身の苦痛の状況を踏まえ、学校いじめ対策委員会で決定した方法や役割分担により、教職員が保護者と密に連携して、生徒の心情に寄り添いながら安心して学校に通えるようになることを目指して支援する。

その際、学校として、いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者の双方が、互いの子供にとって最良の解決方法を見出していけることを目指す。

③いじめを行った生徒への指導

いじめの行為の重大性や発達段階に応じて、学校いじめ対策委員会等で決定した方法や役割分担によりいじめを行った生徒に対する指導を行う。

その指導の在り方については、いじめを受けた生徒の保護者の意向に関わらず、学校がいじめを行った生徒の様々な状況を勘案し、個々に判断する。

④別室での学習指導の実施

⑤警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

6 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめ重大事態の定義は『いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき』（同項第1号）、『いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき』（同項第2号）とされている。

いじめられた生徒の安全を確保する。

いじめられた生徒が落ち着いて、教育を受けられる環境を確保する。

学校内で発生した事実を速やかに教育委員会に報告し、連携した対処を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については警察署と連携した対処を行う。

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」行う調査について協力する。

7 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが出来ない場合などには、関係機関（警察、児童相談所、子ども家庭課、医療機関、家庭裁判所等）との適切な連携を行う。

【 いじめの対応フローチャート 】

